

ピーチポイント利用ルールの一部変更について

- ・ 新ルールは10月1日(月)以降発行分より適用
- ・ 第三者への譲渡・転売を防止

Peach Aviation 株式会社(以下:Peach、代表取締役 CEO:井上 慎一)は、ピーチポイントの利用ルールを一部変更することを発表いたしました。新ルールは2018年10月1日(月)発行分から適用します。

ピーチポイントとは、Peach の運賃や料金、およびそれらに付随する税金や手数料の全額または一部の支払いにご利用いただけるポイントです。

現行では、ピーチポイントの名義人が使用者(予約者)であれば搭乗者に含まれていなくても使用可能でしたが、 10月1日からの新ルールでは、ピーチポイントの名義人が搭乗者に含まれていることが必須条件となります。

今回のピーチポイントの利用ルール変更は、昨年から、クレジットカードの不正利用により購入された ピーチポイントがオークションサイトなどに出品され、名義人以外の第三者が利用を試みるという利用 ルールに反した事例が確認されていることから、ピーチポイントの第三者への譲渡・転売を防止し、ピーチ ポイントの不適切な利用を防ぐことを目的としています。

ピーチポイントについて、詳しくは https://www.flypeach.com/pc/jp/lm/fares/peach point をご確認ください。

利用ルールの変更につきまして、お客様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ピーチポイント利用ルールの変更内容】

<現行>

適用期間: 2018年9月30日(日)発行分まで

変更部分: ピーチポイントの名義人が使用者(予約者)であれば搭乗者に含まれていなくても使用可能

<新>

適用期間: 2018年10月1日(月)発行分から

変更部分: ピーチポイントの名義人が搭乗者に含まれていることが必須条件

Peachについて(www.flypeach.com)

Peach は、2012 年 3 月に関西空港を拠点として運航を開始しました。2014 年 7 月には那覇空港、2017 年 9 月には仙台空港を関西空港に次ぐ拠点空港としました。現在、21 機の機材で、国内線 16 路線、国際線 15 路線に就航し 1 日あたり最大約 100 便以上を運航するとともに、13,000 人以上のお客様にご利用いただいております。